

# 清掃作業仕様書

## 第1 総則

第1条 作業を実施するときは、職員の執務を妨げないようにすること。

(常時作業)

就労日　日曜日・祝祭日・土曜日を除く日

就労時間　平常日 15時00分～18時00分（3時間）

なお、事務室及び署長室内の作業は17時15分以降とすること。

(定期作業)

6・8・10・12・3月（年5回）土曜日又は日曜日の指定された日時に行い、  
1週間前には甲へ連絡し日程調整を行うこと。

第2条 作業にあたり、備品及び机上に文書等がある場合は、みだりに移動したり破棄汚染させないように特に注意すること。

第3条 庁舎の戸締まりをすること。窓ガラス、庁舎出入り口、門扉の施錠は十分確認し、  
盗難防止に留意する。

## 第2 常時清掃作業

第4条 庁舎内の床、毎日塵及び埃を電動掃除機等で除去すること。

第5条 足拭きマットは、水洗い等を行い、常に清潔にしておくこと。

第6条 便所の床面、便器及び洗面器については、洗剤で丁寧に洗浄し、汚物及び付着物は薬品等で除去すること。また、トイレットペーパー・ペーパータオル・手指消毒液、洗浄剤等については適宜補充すること。

第7条 嘉芥及び紙屑については、備え付けの籠に集めごみ収集日に処理すること。

第8条 灰皿は、喫煙所に配置し、後片づけは水洗いのうえ所定の場所に配置すること。

第9条 給茶機、湯沸器、茶棚及び炊事場は、特に清潔に保持すること。なお、給茶機等を取り扱う際は、常に身体の保健衛生に留意し清潔にすること。

第10条 炊事場における湯沸器は、火気取扱に万全を期し、終業時には元栓を締め必ず確認すること。

第11条 構内は嘉芥の除去等、清掃を行い環境整備に努めること。

### 第 3 定期清掃作業

第12条 定期清掃作業は、別紙の清掃場所作業内容等内訳書のとおりとする。

第13条 庁舎の床磨きは、机・椅子・小キャビネットを移動のうえ土埃を除去したあとワックスを塗布し磨き上げること。移動した椅子等については、元の場所に戻すこと。剥離にあたっては、剥離作業後にワックスを2回塗りあげること。

2 床用ワックスについては、樹脂ワックス・速乾タイプのものを用意し使用すること。

第14条 窓ガラス拭きは、窓ガラス用洗剤を使用し、乾布等で丁寧に拭き上げること。

第15条 屋外作業として、花壇の剪定と除草作業、側溝内除草塵芥の除去排水作業を行い、環境整備をはかること。除去した枝等については45リットル透明袋にいれて、甲の指示する箇所へ集積すること。

第16条 署内設置の加湿器について、給水を行うこと。（12月～3月まで）

第17条 作業内容の一部を状況に応じて実施しない場合がある。

### 第 4 そ の 他

第18条 作業に使用した用具用品は、作業終了後所定の場所に格納すること。

第19条 作業にあたり不明な点、もしくは異常を認めたときは、甲に報告し、その指示に従うものとする。

## 清掃場所作業内容等内訳書

**(日常清掃)**

区分	方法規格	数量	単位	備考
事務室	床掃除、窓カーテン開閉 塵屑処理	49.36	m2	
署長室	〃	24.39	m2	
会議室	〃	73.32	m2	
玄関フロア一・通路	〃	31.78	m2	
休養室	〃	15.00	m2	
喫煙所	床掃除、灰皿・塵屑処理	5.50	m2	
便所、洗面所	便器、床掃除	17.60	m2	
炊事場	管理、清掃	3.70	m2	
屋外掃除	清掃(花壇の清掃含む)	1281.21	m2	
その他	庁舎内外戸締、加湿器給水(12月～3月)、トイレットペーパー等消耗品補充			
計		1501.86	m2	

**(定期清掃)**

作業種別	作業内容	数量	単位	備考
事務室・署長室・応接フロアー・玄関フロアー外	床磨きのうえワックス塗布研磨	(2ヶ月毎) 301	m2	年5回 (6, 8, 10, 12, 3月)
事務室・署長室・応接フロアー・玄関フロアー外	窓ガラスの内・外水拭き等	(1.7m×1.6m)外 35	組	年5回 (6, 8, 10, 12, 3月)
屋外掃除	庁舎外側溝清掃及び除草・花壇剪定除草	1281.21	m2	年5回 (6, 8, 10, 12, 3月)

※(状況に応じて一部実施しない場合がある)

## 清掃器具貸与物品内訳表

品名	規格	数量	備考
電気掃除機	業務用	1台	

## 支給材料内訳書(目安)

品名	規格	数量	備考
クレンザー	400g	2本	
食器用洗剤	200ml	2本	
漂白剤	1500ml	1本	
スポンジ		6個	
箒		1本	
モップ		1本	
モップ用バケツ		1個	
トイレブラシ		4本	
トイレ用洗剤	500ml	5本	
ゴミ袋	45リットル	50枚	
トイレットペーパー		3箱	
ペーパータオル		5箱	
手指消毒液	4. 5L	1個	
手指洗浄剤	4L	1個	

※消耗品等については必要に応じて適宜支給するものとする。

## 清掃月別日数

令和8年度

月別	常時作業	定期作業	備考
4	21		
5	18		
6	22	1	ワックス掛け 窓ガラス清掃 花壇剪定除草
7	22		
8	20	1	ワックス掛け 窓ガラス清掃 花壇剪定除草
9	19		
10	21	1	ワックス掛け 窓ガラス清掃 花壇剪定除草
11	19		
12	20	1	ワックス掛け 窓ガラス清掃 花壇剪定除草
1	19		
2	18		
3	22	1	ワックス掛け 窓ガラス清掃 花壇剪定除草
計	241	5	

常時作業は、土曜日、日曜日、祝日を除く

定期作業は、土曜日又は日曜日の指定された日時に行う